

現代奴隷法に関する声明

日本電産株式会社およびその子会社（以下「当社」）に関する奴隷および人身売買に関する声明（2020年度）

1. はじめに

英国現代奴隷法 2015（以下「奴隷法」）が 2015 年 10 月 29 日に発効しました。奴隷法は、英国で事業の全てまたは一部を行う製造業を含む営利組織で、かつ商品・サービスを供給し、その年間売上高が 3,600 万ポンドを超える会社に対し、自社の事業やそのサプライチェーンにおける奴隷や人身売買を根絶するための方針と、根絶のために実施した活動に関する情報を公開するよう求めています。

本声明は、奴隷法の第 54 条に基づき作成され、当社がその事業やサプライチェーンにおける奴隷や人身売買を防止する目的で実施した活動を明確にすることを目的としています。

2. 日本電産グループについて

日本電産株式会社は、1973 年の創立以来、精密小型モータの製造において世界 NO. 1 の地位を築き上げてきました。そして、当社製品のラインアップも、小型から大型までの各種モータ、さらには応用製品である機器装置や電子光学部品等へと徐々に拡大してきました。現在では、当社製品の活躍するフィールドは、情報通信機器、OA 機器分野にとどまらず、家電製品、自動車、産業機器、環境エネルギー等の幅広い分野に広がっています。

すべての「回るもの、動くもの」をキーワードに、当社は、社会のニーズに応える次代の駆動技術を創造しています。

今日当社は、世界約 40 ヶ国におよそ 300 のグループ会社を有し、世界で共に働く従業員も 10 万人を超えています。

当社の事業グループとその活動内容の詳細は、こちらをご参照ください:

<https://www.nidec.com/jp/>

3. サプライチェーンにおける奴隷・人身売買の禁止に関する諸規範

当社は、Nidec グループ サプライチェーン CSR 推進ガイドブック

([https://www.nidec.com/-/media/www-nidec-](https://www.nidec.com/-/media/www-nidec-com/corporate/procurement/green/pdf/Supply%20Chain%20CSR%20Guidebook%20JP.pdf)

[com/corporate/procurement/green/pdf/Supply%20Chain%20CSR%20Guidebook%20JP.pdf](https://www.nidec.com/-/media/www-nidec-com/corporate/procurement/green/pdf/Supply%20Chain%20CSR%20Guidebook%20JP.pdf))

および個別のグループ会社が有するビジネスサプライヤー行動規範（以下まとめて「サプライヤー規範」）を制定し、強固なサプライチェーンの構築と、サプライヤーの意識強化を積極的に進めています。サプライヤー規範には、当社がサプライチェーンで協業する企業（以下「サプライヤー」）に対する要請として、日本電産グループの CSR 憲章 (<https://www.nidec.com/jp/sustainability/principle/charter/>) をより具体化した内容が記載されています。それは、倫理的行動、反腐敗、利益相反、雇用条件、差別、結社の自由、人道的待遇、児童労働、労働・生活条件、環境、管理体制、およびサプライチェーンの管理に関するものです。サプライヤーは、サプライヤー規範を遵守し、自社のサプライチェーンにおいて人権への配慮を促進する責任を負っています。ただし、当社のサプライチェーンは広範囲に及ぶため、2020 年度において、全てのサプライヤーにサプライヤー規範を遵守させることは難しく、今後も継続して求めています。

当社は、奴隷と人身売買の両方を規範の対象としている RBA（サプライチェーンにおける社会・環境・倫理的課題の解決を目的として設立された団体）行動規範に照らしたルールや規則を遵守することも基本方針に取り入れています。さらに、サプライヤーも同様にその内容を遵守すべきであると考えています。

また、当社は、商品・サービスを購入するサプライヤーの大部分に対し、当社の一般購買条件を記載した発注書を発行しています。この購買条件には、特定の項目に関する当社のサプライヤーに対する要請やサプライヤーの負うべき義務が記載されています。もしサプライヤーによるサプライヤー規範や購買条件に対する不履行が見つかった場合や、不履行に対し適宜対応策が取られていない場合には、当社は、この購買条件に基づき、不履行を行ったサプライヤーとの契約を解除することができます。

さらに、当社は、Nidec グループコンプライアンス行動規範 (<https://www.nidec.com/jp/corporate/about/cg/compliance/>)、Nidec コンプライアンスハンドブック、およびビジネスを行ううえでの倫理ポリシーに関する従業員ハンドブック（以下まとめて「コンプライアンス規範」）を制定しています。これらには、当社の倫理基準が示され、従業員が遵守すべきことがわかりやすく説明されています。コンプライアンス規範は、当社の従業員と事業を対象としていますが、当社は自身のサプライチェーンと販売網に関わる全ての企業に対し、それぞれの事業において同様の方針を制定・施行することを奨励しています。

4. 奴隷・人身売買の防止のための監査および教育

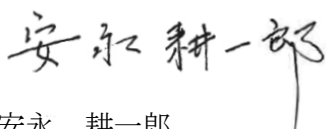
「奴隷」にはいくつもの形があり、人身売買や児童労働が含まれますが、それらに限定されません。当社のサプライヤー規範には、当社がそのサプライチェーンや事業においていかなる奴隷も容認しないことが明記されています。

2019 年度の取り組みに基づき、2020 年度は、アジアの重要サプライヤー約 600 社を対象に、Nidec グループサプライチェーン CSR 推進ガイドブックの主要項目についてセルフアセスメントを実施し、人権の尊重と労働の観点について、サプライヤーの意識が一定程度高くなっていることを確認しました。

また、サプライチェーン活動に関わる一部の従業員に対して、2020 年度に、奴隷・人身売買の防止の重要性について教育を行いました。これらの従業員はサプライヤー規範とその理念に関して知識を有しており、Nidec グループのサプライチェーン内で、これらの規範を推進する任務を担っています。

本声明は、日本電産株式会社の取締役会により承認され、同取締役会が任命した最高コンプライアンス責任者により署名されました。

2021 年 5 月 6 日



安永 耕一郎
最高コンプライアンス責任者
執行役員